

●外部評価対応委員会運営要綱

〔 令和 5 年 1 1 月 2 7 日 〕
〔 日本学術会議第 3 5 8 回幹事会決定 〕

（設置）

第 1 外部評価対応委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 2 5 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第 2 委員会は、外部評価実施規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、有識者による外部評価の実施に係る事項について審議を行い、対応する。

（組織）

第 3 委員会は、会長、副会長及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、令和 8 年 9 月 3 0 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。